V 環境・エネルギー関係

18 環境保全対策の推進

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、 水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)

【理 由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、瀬戸内海の藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図るため、瀬戸内海国立公園の積極的な整備促進が必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後更に水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があるとされる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など汚水処理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策などの技術開発が必要である。また、地球温暖化対策を推進するため、京都議定書に定める目標、さらには、国が掲げている中長期的な温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、温室効果ガス削減及び森林吸収源対策の具体的な方策と着実な実施が必要である。

工場跡地の再開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加 等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策 が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持って防除を実施する必要がある。そのため、国は、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施するとともに、効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備に努めることが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でモデルシミュレーションが可能となり、光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、 アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の 対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要となる財政負担について は、地方自治体と十分な調整が必要である。 近年、日本海沿岸では、海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となっており、 現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大 きな負担となっている。今後は、韓国に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな 自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の 処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)に基づき、国・県・市町村・事 業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・ 処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

ついては、次の内容について提案する。

【提 案】

1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3)海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し推進すること。

2 瀬戸内海国立公園の整備促進

瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図り、公園施設の利活用を促進するため、老朽化した施設の再整備や地域の自然特性を活かした環境学習など新たなニーズに応じた施設の計画的な整備を促進すること。

3 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。
 - ア ヨシ原、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取組み
 - イ その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。
 - ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
 - イ 赤潮、アオコなどのプランクトンやユスリカの異常発生を防止するために必要 な調査等の推進
 - ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

4 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効ある排出抑制対策を推進すること。
- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。
- (3) ダイオキシン類に汚染された底質の処理技術を早期に確立すること。
- (4)「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の 円滑な施行を図るため、国は、具体的に県の行うべき事務内容及び運用に際しての

手法を早期に示すとともに、制度運用に伴う業務経費への適切な財政負担を行うこと。

(5) 微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理体制を早急に整備すること。

5 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業など を積極的に推進するとともに、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

6 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

平成13年7月に策定された「低公害車開発普及アクションプラン」等に基づき、 低公害車に係る現行制度の拡大・充実を図るとともに、水素自動車や燃料電池車の普 及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

7 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進し、京都議定書に定める目標を達成するため、平成20年3月に閣議決定された改定後の「京都議定書目標達成計画」に基づき、省エネルギー・新エネルギー対策や森林吸収源対策等の総合的な事業を強力に推進するなど、実効性のある方策の構築と実施を図るとともに、国が掲げる中長期的な排出削減目標の達成に向けた具体的な方策等を明確に示すこと。

また、地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策を推進するため、地方自治体の温暖化防止対策に活用できる新たな地方税を創設すること。

なお、地球温暖化対策のための税の創設に当たっては、特定の地域や産業への過度 の負担が生じることのないよう、十分に検討を行った上で導入すること。

- (1) 地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者に向けた普及啓発を始め、省エネルギー・新エネルギーの新技術の開発や利用促進等を推進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。
- (2)「森林吸収源10ヶ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、森林の果たす役割、公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、社会全体で森林整備を支える新たなシステムの構築に向けた積極的な取組みを行うこと。
- (3) 民生部門の温暖化対策を促進するため、県や市町村レベルの地球温暖化対策地域協議会を活用した国民運動の推進母体制を整備するとともに、地域協議会が行う特色ある取組みに対し支援を行うこと。

8 土壌汚染対策の推進

- (1)経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保すること。

9 特定外来生物の防除の推進

- (1) 防除の公示を行った特定外来生物については、国が責任を持って生息状況等の調査及び防除を実施すること。
- (2) 国は効果的な防除手法の紹介、防除技術の開発、防除体制の整備等に努めること。

10 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア(日本、韓国、中国、台湾)各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学スモッグ発生予報が可能な予測システムを構築すること。

11 アスベスト対策の充実・強化

(1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実

ア アスベスト関連疾患に係る専門医の養成や市町が実施する検診事業の拡充など への財政的支援措置の創設

イ 悪性中皮種や肺がんなどとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関 連疾患の早期診断方法や治療法の確立

ウ アスベストに係る大気環境基準や室内環境許容基準の設定

(2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等

ア 私立学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財 政的支援制度の拡充等

イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識 を有する人材の早期育成

ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立

(3) アスベスト廃棄物の適正処理方策の確立

アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を 取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設

12 政府の日本海対岸諸国からの海岸漂着ごみ対策への一体的な取組み

- (1)海岸漂着物処理推進法が制定されるとともに、平成23年度まで地域グリーンニューディール基金による財政措置が講じられているところであるが、特に外国由来の海岸漂着ごみの処理対策については、恒久的な財政上の十分な措置を含めて、国の責任において早期に施策を策定し、実施すること。
- (2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海岸漂着ごみに 係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

19 資源エネルギー対策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省)

【理 由】

国においては、国民生活の安定と経済活動にとって極めて重要なエネルギーの安定 供給に鋭意取り組まれており、自治体としてもこのような国のエネルギー基本政策を 理解し、協力してきているところである。こうした中で、今後は従来にも増して地球 環境問題にも的確に対処しながら、長期的視点に立った総合的な資源エネルギー対策 を推進することが必要である。

しかしながら、原子力発電を巡っては、プルサーマルによる発電が本格的に開始され、また、40年を超える運転が行われている。さらには、島根原子力発電所における保守管理の不備問題が発覚したことなど、国の安全規制体制をはじめ、原子力発電所の安全性や検査制度の在り方、核燃料サイクルを巡る課題などに対して、引き続き国民の高い関心が寄せられている状況である。

このため、今後原子力施設の安全確保対策の強化と併せて、原子力に関する透明性の確保、積極的な情報公開など、国民の信頼回復に取り組み、国民的な合意形成に向けた住民理解の促進を図ることが必要である。

また、発電所の立地や運転に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が必要不可欠である。

さらに、原油価格の急激な変動など昨今の厳しいエネルギー情勢を踏まえたエネルギーの安定供給の確保や、地球温暖化対策等の環境保全の重要性が一層高まっており、再生可能なクリーンエネルギーである新エネルギー等についても、さらに開発利用の促進を図る必要がある。

ついては、次の内容について提案する。

【提案】

1 原子力発電所に係る安全対策の推進

国や原子力関係機関の一貫した責任ある体制のもとに、次の事項について原子力発電所に係る安全対策の推進を図ること。

(1)原子力政策への国民意見の反映

原子力政策のあり方について、公正中立な情報の提供や徹底した情報公開、立地地域等でのシンポジウムの開催等により、国が前面に出た十分な説明責任を果たすとともに、政策決定過程への国民参加や国会審議を経るなど、政策に国民の意見を反映できる仕組みづくりを進めること。

(2) 原子力発電所の安全性、信頼性の確立

原子力発電所の安全性、信頼性を確立するため、事業者の安全管理や品質保証活動が充実・強化されるよう指導し、国の安全審査や評価体制が適切に機能するよう、安全審査の充実や審査内容の情報公開に積極的に取り組むこと。

(3) 原子力発電所の耐震安全性

新たな耐震審査指針に基づき、厳正かつ速やかに既設の原子力発電所の耐震安全性の確認を行い、必要に応じ、事業者に対する対策の指示を行うこと。また、その確認結果について国民に分かりやすい説明を実施すること。

(4) 新たな検査制度の運用

新たな検査制度の運用に当たっては、検査間隔の変更を含む事業者の検査計画全般について、高経年化の程度などプラント毎の特性に応じ、慎重かつ厳格な審査を行うとともに、安全性向上についての具体的なデータを示すなど説明責任を果たし、国民の理解と信頼を確保すること。

(5) 核燃料サイクルの合意形成

核燃料サイクルについては、国の責任において、国民に原子力政策大綱の策定過程における議論を分かりやすく示すなど、十分な説明を行い、国民的合意形成に努めること。

(6)輸入MOX燃料の安全性の確認と情報公開

輸入MOX燃料の安全性について、輸送を含めて国は厳正かつ適切な確認・審査を行うとともに、事業者の品質保証体制と安全管理体制の一層の充実強化の指導と情報の公開に努めること。

2 電源立地対策の推進

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図るとともに、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長し、引き続き原発立地地域の振興を図るため、財政支援制度を拡充すること。

- (1) 交付単価の引上げや交付期間の延長等を図ること。
- (2) 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

3 地域における新エネルギー等の開発利用の促進

(1) 再生可能エネルギーの開発・導入及び環境問題への的確な対応を促進するため、 地域における新エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するとともに、技術開 発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

とりわけ、現在検討が進められている「再生可能エネルギーの全量買取制度」の 導入に当たっては、発電事業者をはじめ関係者の意見を十分反映するとともに、新 規発電設備の設置がさらに促進されるよう補助制度も含めて制度設計を行うこと。

(2) 再生可能エネルギーの有効利用を促進するため、平成22年度より始まった「次世代エネルギー社会システム実証事業」の対象地域の拡大や、今後詳細が検討される総合特区制度の充実など、地域の取組みを積極的に支援すること。